

令和5年度第8回神石高原町農業委員会総会議事録

開 会	事務局長	ただいまから令和5年度第8回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者は、 ■ 番 ■ 委員以上の1名です。従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は13名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いします。
議事録署名 委員指名	議 長	それでは議事に入りますまでに、本日の議事録署名委員の指名をさせて頂きます。 ■ 番 ■ 委員、 ■ 番 ■ 両委員にお願いします。
議案第1号	議 長	それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。3-12の案件につきまして、 ■ 推進委員をお願いします。
	■ 番	■ 担当の ■ です。受付番号3-12について報告をいたします。場所は ■ より ■ ハ ■ kmの ■ 地区にあります。11月23日に ■ 農業委員さんと ■ さんとともに現地調査いたしました。申請者である譲渡人は高齢であり畑の維持管理が困難であるため譲渡することにしたということです。譲り受け人は譲渡人の弟さんであるということでした。所有権の移転をされても何ら問題はないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	議 長	ありがとうございました。3-13、3-14の案件につきまして、 ■ 推進委員をお願いします。
	■ 番	■ 地区担当の ■ です。受付番号3-13、3-14について報告します。11月22日に ■ 農業委員と合 ■ 代表社員であります、 ■ さん同行のもと現地調査をいたしました。場所は ■ 地区の ■ がありますその北側に ■ がありまして、それに隣接した農地になります。現在も借り受けられて放牧地として使用をされております。譲り渡し人の ■ さん、 ■ さんともに高齢で耕作困難で後継者もないことから譲渡するということです。 ■ さんは規模拡大のためここを整備して使っておられるという状況です。現在ここを含めて3ヘクタールぐらいの放牧地を使用されております。規模拡大のための作業員の確保であるとか機械なども揃っていますので所有権移転をされても何ら問題ないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	議 長	ありがとうございました。3-15の案件につきまして、 ■ 推進委員お

		願います。
7番		地区担当の です。受付番号3-15について報告します。場所は支所より方向へ km の場所にあります。11月21日に委員と譲り受け人でありました氏同行のもと調査をいたしました。譲り渡し人でありました氏は在住と遠隔地で耕作をすることが困難であり譲り渡すこととし、譲受人の氏は空き家バンクに付随した土地であるので農業の経営管理をしていくということです。氏に関しては営農経験はないのですが許可がおり次第農機具等購入して営農に関わるということであります。所有権を移転されてもななら問題ないものと思われまます。ご審議のほどよろしくお願いたします。
	議長	説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	番	3-15のさんの案件ですが、この人は空き家バンクで購入されて農業で生計をたてられるんですか？それとも半農半Xでやられるんですかね。
	番	氏は今サラリーマンとして会社務めをされています。田につきましては、の4991㎡については水稻を作ることです。との2252㎡については田ではなく畑として果樹等を植えるそうです。営農経験がないのですべて自家用で消費するということであります。営農計画については作業日数が田については約50～60日はとれるんじゃないかと、畑については果樹中心で家庭菜園程度のものであるので10～20日前後出られるそうです。それも販売目的ではなく自家消費ということで考えておられるそうです。これからの課題として慣れてくれば販売等もされるかも分かりませんが、いかんせん営農経験がないのでとりあえずは自家消費で栽培をしていくという聞き取りをさせていただきました。最後になりますけど水稻の営農計画については許可が下りた時点でトラクター等の農機具の購入を考えておられるみたいです。現在持っておられるのは倉庫の中を見ると管理機が1台あとは刈払機程度のものしか持っておられません。ただ聞き取りをするとやってみたいという意欲はあるのでこれについては問題ないものと私は考えました。
	議長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
議案第2号	議長	続きまして議案第2号「非農地証明申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。1-8の案件につきまして、推進委員お願いします。

	■番	地区担当の■です。受付番号1-8について報告します。場所は■より■へ約■kmの場所にあります。11月21日に■委員同行のもと現地調査しました。なお■氏は時間調整がとれなかったため電話で聞き取りをさせていただきました。日にちは11月19日でございます。申請地でありますが■の畑96㎡につきましては20年以上前に町道■線改良工事にともない取り付け道路となっており農地への復元は困難であると思われます。その他の農地8件につきましては■氏のお父さんの■氏が高齢になられて20年以上前から耕作をされておらず現況は山林化しており農地への復元は困難と思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
	議長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	議長	ここは地籍はすんでいるんですか？
	■番	すんでいません。
	議長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第2号「非農地証明申請による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
議案第3号	議長	続きまして議案第3号「神石高原農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。説明をお願いします。 (事務局説明) (担当者説明)
	議長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■番	この非農地証明がでているところは、以前から農地パトロールをして地図で赤の判定がしてあって山林化しているところがあるのでしているんでしょうか？
	■	そうです。これは令和5年の7月と8月の農業委員会で非農地証明されたものを農振除外しております。
	議長	現在振興計画の計画変更は県のほうへ申請をする関係がございますが、高原町の場合は年2回この計画変更を行っておられます。
	議長	他にありませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第3号「神石高原農業振興地域整備計画の変更について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (賛成多数) 挙手多数でございますので申請通り許可することとします。
議案第4号	議長	続きまして議案第4号「農用地利用集積計画(第82号)について」を議題とします。説明をお願いします。 (事務局説明) (担当者説明)
	議長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■番	この農地はぶどう畑にする予定の農地です。■さんがすでにぶどうを

		植える準備をされていて、40年と長いのはぶどうでそれだけ続けることができるからで、■さんは若いかなので40年はやっていただけるであろうということで、このような集積計画が出ているものであります。
	議 長	他にありませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第4号「農用地利用集積計画（第82号）について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 （賛成多数） 挙手多数でございますので申請通り許可することとします。
報告第1号	議 長	続きまして報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」の報告をお願いします。
		（事務局報告）
	議 長	利用権設定されているような土地も入っているんですか？
	事務局長	はい。全部ではないですが、中には利用権設定をされている農地も入っております。
	議 長	相続を受けたものが皆町外ですので、すでに荒れているところもあるのかもしれませんが、すべて荒れる危険性をともなっているものだろうと思います。
	議 長	以上で本日ご提案します議案については終了しました。
		午後2時15分

		以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。 令和5年12月25日
		番 委員 番 委員